

「輸出貿易管理令の運用について等の一部改正に対する意見について」

[氏名（連絡担当者）]	日本機械輸出組合 部会・貿易業務グループ 橋本 弘二
[住所]	東京都港区芝公園3—5—8 機械振興会館401
[電話番号]	03—3431—9800
[FAX番号]	03—3431—0509
[電子メールアドレス]	hashimoto@jmcti.or.jp
コメント	
運用通達	意見又は要望
運用通達（解釈） 5	<p>（改正案？）</p> <p>「<u>貨物等省令第4条第十三号イ中のビスマレイミド、…（中略）…又は芳香族オイリエーテルイミド</u>」</p> <p>（意見）</p> <p>「又は芳香族ポリエーテルイミド」の誤りではありませんか。</p>
運用通達（解釈） 6	<p>（現行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨物等省令第5条第八号イの規定 <p>「<u>電子計算機又は …… であって、国際規格で定める測定方法により空間の測定精度を測定した場合に、走査範囲内のいずれかの測定点において、測定軸のマイクロメートルで表した最大許容長さ測定誤差 ……</u>」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解釈の規定 <p>「<u>貨物等省令第5条第八号イ中の国際規格で定める測定方法により測定した場合の最大許容長さ測定誤差</u>」</p> <p>（意見）</p> <p>アンダーラインの部分が貨物等省令第5条第八号イ中の文言と異なりますがそれで宜しいのでしょうか。</p>
運用通達（解釈） 7	<p>（改正案）</p> <p>「<u>貨物等省令第6条第一号ホ（一）中のアナログデジタル変換用の集積回路</u>」</p> <p>（意見）</p> <p>アンダーラインの部分は貨物等省令第6条第一号ホ（一）では「アナログデジタル変換用のもの」となっていますが、集積回路のままで宜しいのでしょうか。</p>
運用通達（解釈） 8	<p>（現行の解釈）</p> <p>「<u>デジタル電子計算機の演算処理の能力を向上させるために複数のデジタル電子計算機の間でデータを転送するように設計した装置</u>」</p> <p>（意見）</p> <p>省令第7条第三号チに「…… データを転送するように設計した、<u>デジタル電子計算機の附属装置</u>であって、……」のようにアンダーライン部分が追加されましたので、現行の解釈も省令に合わせての改正が必要ではないでしょうか。</p> <p>因みに、省令の「<u>設計した、デジタル電子計算機</u>」の「、」を挿入したことには意味があるのでしょうか。</p>

運用通達	意見又は要望
運用通達（解釈） 9	<p>（改正案）</p> <p>第 8 条第九号ヨ（除外規定）に関する解釈について</p> <p>ヨ（一）「使用者によって当該暗号機能を使用することができないものをいう。」</p> <p>ヨ（二）「使用者による暗号機能の使用が可能になるものをいう。」</p> <p>（意見）</p> <p>（一）と（二）の違いが分かりにくいいため、ヨ（二）の“暗号機能有効化”の定義をWAに倣って明確化していただきたい。</p> <p>（参考）</p> <p>WAの規定 Definitions</p> <p>“Cryptographic activation” とは、</p> <p>Any technique that activates or enables cryptographic capability, via a secure mechanism that is implemented by the manufacturer of the item and is uniquely bound to the item or customer for which the cryptographic capability is being activated or enabled (e.g., a serial number-based license key or an authentication instrument such as a digitally signed certificate).</p>
運用通達（解釈） 10	<p>（意見）</p> <p>「走査を行うときの分解能」～「走査範囲」の解釈が追加されましたが、解釈の挿入場所が上下とも「(略)」となっており不明です。</p> <p>現行の「水中の任意の位置に設置することができる」の解釈の後になるのでしょうか。</p>
運用通達（解釈） 10	<p>（意見・要望）</p> <p>省令第 9 条第一号ロの「受信機能を有するもの」に関する解釈については、その元となっている WA の規定 6.A.1.a.2 の「(receiving, whether or not related in normal application to separate active equipment)」が削除されたため、削除する必要があるかもしれません。</p>
運用通達（解釈） 全般	<p>（意見・要望）</p> <p>輸出令別表第 1 の 5～14 項に「医療用に設計された装置」除外規定が追加されました。</p> <p>①人以外の動物用の医療用装置も除外されると考えて宜しいか。</p> <p>②WAの Very Sensitive List は DUAL-USE LIST (LIST OF DUAL-USE GOODS AND TECHNOLOGIES に含まれるものであることから、医療用を規制除外する WA の規定 (Statement of Understanding の” equipment specially designed for medical end-use that incorporates an item controlled in the Dual-Use List is not controlled”) から 15 項においても規制除外にして良いと考えられます。</p>

以上